

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与
する取引に関する取扱い（案）」等に対する意見

企業会計基準委員会 御中

アクセルマーク株式会社
経理財務本部

当社は、この度公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）等に対して、以下の通り意見を申し上げます。

質問 1（ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問）

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

一般に、ストック・オプションには会社が従業員等の労働に期待して付与するという動機が存在し、職務執行の対価として付与される新株予約権は報酬としての性格を有すると整理されている。会計的には、ストック・オプション会計基準第 3 項が規定する通り、ストック・オプションの発行に財貨又はサービス取得をするための対価性が認められる場合に株式報酬費用を認識するとされており、会社法で整理されているストック・オプションの報酬概念と整合的なルールとなっている。

当社は平成 24 年 12 月、平成 27 年 1 月及び平成 28 年 5 月に従業員等に新株予約権を発行しているが、これらは一様に有償で割り当てられているものである。従業員等は自らの意思に基づき申込みの有無を検討し、申し込む場合には新株予約権の発行価格に相当する金銭の払い込みを行っている。また新株予約権の発行価格は、第三者機関が当社の株価や将来の業績に連動した権利行使条件を織り込んで計算した評価額を参考にして、当社が最終的に決定した。そのため、新株予約権を労働や業務執行等のサービスの対価として付与していないことは明らかであり、報酬としての意図は存在していない。

このように、有償新株予約権制度はその経済的な価値が適正に反映された価額を以って新株予約権を購入するものであり、冒頭記述のように報酬として無償で割り当てられる新株予約権とは制度の位置付けが異なると考える。仮に有償新株予約権を従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として会計上扱うこととした場合、報酬該当性にかかる法律上の解釈と税務上の理解がこれまで整合的に取り扱われてきた有償新株予約権の実務に、今後大きな矛盾を生じさせる恐れがある。

そのため、有償新株予約権を報酬として取り扱うことを提案する本質問には同意できないと考える。

質問 5 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】 権利確定条件の明確化

権利確定とは、権利行使により対象となる株式を取得することができるというストック・オプション本来の権利を獲得すること（ストック・オプション会計基準第2項第2号）と定義されている。当社が平成28年5月に割り当てた第15回新株予約権には、権利行使期間内において株価が予め設定した所定の水準を下回った場合に、新株予約権の権利行使が義務付けられる条項（以下、「義務条項」という。）が設定されている。当該条項は、ストック・オプション本来の権利を獲得することとは意味合いが異なり、権利確定条件には該当しないという整理が当社の理解である。

当社以外の上場会社が導入している有償新株予約権にも、このような義務条項が設定されている事例が散見されるため、今般の実務対応報告の適用が及ぶ範囲に義務条項が含まれることとなるのか取り扱いを明確にすることを検討されたい。

以 上